令和４年度
10月改定版

令和4年10月25日時点

東京都の 中小企業向け融資制度 （東京都中小企業制度融資）のご案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- **ＨＴＴやDX※、事業継続、創業、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。**
- **融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援などを受けられる融資メニューがあります。**

※DX：デジタルトランスフォーメーション

主な新規・拡充内容

中小企業の様々な取組を資金面から支援します！

○「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の創設 【新設】 **令和４年７月創設【リニューアル】・利子補給あり**

感染症の影響の長期化に加え、ウクライナ情勢・円安等のさまざまな経営悪化要因に対応・利子補給などの支援を拡充してリニューアル

○「特別借換（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等）」の拡充（利子補給の開始）【拡充・リニューアル】

○ 令和2年度の実質無利子の都制度融資（※）等を利用した都内中小企業の当座の返済負担軽減のための借換メニュー
※令和元年度・2年度東京都中小企業制度融資「危機対応融資（コロナのみ）」「感染症対応」「感染症借換」が借換対象（「感染症全国」は対象外）
○ 利子補給：融資実行後1年間・1/2（融資の全額が利子補給対象）【拡充】 **借り換えた場合、借換元の融資の利子補給は引き継がれません。**
○ 信用保証料：8千万円まで事業者負担なし・8千万円超は事業者負担1/4（いずれも全事業者）

○「ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」 【拡充・リニューアル】

○「ウクライナ情勢対応緊急融資（経営一般）」の時限措置（令和4年6月30日まで）を撤廃、感染症や円安等の経営悪化要因にも対応
○ 利子補給：融資実行後1年間・1/2（融資の全額が利子補給対象）【拡充】
○ 信用保証料：8千万円まで事業者負担なし・8千万円超は事業者負担1/4（いずれも全事業者）【拡充】 ○融資限度額：1億円

○新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走全国・伴走対応）の継続 **令和４年10月１日改定**

○ 感染症の影響の長期化に伴う国の時限延長を踏まえ、令和4年度東京都中小企業制度融資においても本制度を継続
○ 信用保証料：「伴走全国」国の補助により事業者負担1.15% ～ 0.2% 「伴走対応」事業者負担1/2（小規模企業者）
○ セーフティネット4・5号の認定がない場合でも利用可能（「伴走全国」の信用保証料補助率は認定の有無により異なる）

○事業転換・業態転換等支援融資（新型コロナウイルス感染症対応）の継続

○ 感染症の影響を受けながらも、事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組む都内中小企業を支援
○ DX推進及びテレワーク活用に取り組む都内中小企業には利率優遇（▲0.4%）があります（取組がなくてもメニュー自体は利用可能です）
○ 信用保証料：8千万円まで事業者負担1/4（全事業者）・8千万円超事業者負担1/2（小規模企業者）

○政策課題対応資金（ＨＴＴ・SDGs・DX・テレワーク等）の創設 【拡充】 **令和４年10月25日拡充**

○ DX推進・イノベーション創出・テレワーク活用などに加え、ＨＴＴ・SDGs関連の取組を追加
○ 電力確保に向けた緊急的な取組を進める中小企業者等の支援：「ＨＴＴ・ゼロエミッション支援」保証料補助：全事業者2/3補助 【拡充】

○「設備投資・企業立地促進」の拡充 【拡充】 **令和４年10月25日拡充**

○ 円安を契機に都内への工場や事務所等の立地を図る中小企業者の資金繰りを支援：保証料補助 全事業者2/3補助 【拡充】

○事業承継融資の拡充 【拡充】

○ 都内中小企業の円滑な事業承継を支援するため、「事業承継」の全メニューの保証料補助を1/2から2/3（※）に拡充
○ 都制度融資以外の全ての借入を経営者保証不要とできる「事業承継（経営者保証不要型）」も継続実施
※「事業承継（事業承継経営者保証不要型）」の信用保証料補助：0.2%相当又は2/3のいずれか高い額を都が補助

東京都

このパンフレット掲載の情報は、令和4年10月25日時点のものです

ご利用いただける方

- **東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合**
（ 保証対象とならない業種 ： 農林・漁業、宗教法人等 ）

▶ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。 ※ 中小企業信用保険法第２条第１項による。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業
① 資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
② 従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

このうち、従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は５人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

- 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資利率

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
（1）責任共有制度対象 ：信用リスクの 80%を東京信用保証協会が、20%を金融機関が負担
（2）責任共有制度対象外：信用リスクの全てを東京信用保証協会が負担
- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。

詳細については、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

信用保証料

- 信用保証料とは、東京信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。東京都中小企業制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が、信用保証料の一部を東京信用保証協会を通じて補助することで、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分（残高を含む合計額）		信用保証料率（年率）
500万円以下		0.27% ～ 1.19%
1,000万円以下		0.33% ～ 1.33%
1,000万円超	有担保	0.35% ～ 1.39%
	無担保	0.45% ～ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分（残高を含む合計額）		信用保証料率（年率）
500万円以下		0.30% ～ 1.38%
1,000万円以下		0.37% ～ 1.54%
1,000万円超	有担保	0.40% ～ 1.62%
	無担保	0.50% ～ 1.72%

※ セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%～0.80%、「事業承継経営者保証不要型（専門家の確認を受けた場合）」を利用する場合は0.2%～1.15%、「企業再生（再生法的整理）」を利用する場合は東京信用保証協会の定めるところによります。
※ 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出した場合、信用保証料率が0.1％優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

保証人・物的担保

【保証人】

原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要です※。 ただし、組合は、その実情に応じて、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合があります。

※ 次のいずれかに該当し、保証協会が認める場合は、法人代表者の個人保証を不要とします。
（１）申込金融機関が、そのプロパー融資（信用保証協会等による保証を付さない融資）について法人代表者の個人保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でない等の一定の要件を充足している場合
（２）法人又は法人代表者等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

【物的担保】

既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

詳細については、融資ごとに定めます。

主な特例制度

特例メニュー	要　件	優遇内容
TOKYOウィメン・ビズ・サポート（女性活躍推進特例）	厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目 1 から 14 全てを公表しているもの	融資利率を 0.4%優遇 保証料補助：全事業者 2/3
「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	東京都の「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言※」を行っているもの ※テレワーク推進リーダーを設置済表示のあるもののみ	融資利率を 0.4%優遇 保証料補助：全事業者 2/3
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・ 商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けた ・ 経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上金の入金に応じた一括返済等が可能
創業支援特例	区市町村の認定特定創業支援等事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
強化認定革新特例	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0．2％優遇
事業承継支援特例	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援及び東京都中小企業振興公社による事業承継・再生支援事業による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
事業転換・業態転換特例	以下の2つをいずれも満たすもの ・東京都の「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」を行っているもの ・「DX・イノベ・産業育成支援融資」の融資対象を満たしているもの	融資利率を 0.4%優遇

制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

- 東京信用保証協会は、利用者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで利用者の信用を補完し、金融機関は、東京都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。
- 東京都は、利用者が東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助や、金融機関に対する貸付原資の預託などにより、利用者の負担軽減や円滑な資金調達を図ります。

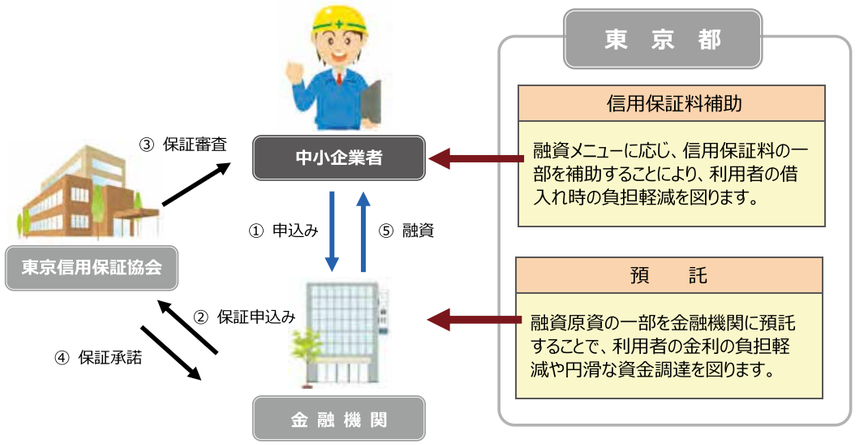

[お申込みの流れ]　※ 融資のお申込み・ご相談先については裏面をご覧ください。

①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
なお、①融資申込みにおいて必要となる書類の一部は、スプレッドシートソフトウェアのMicrosoft® Excel®及び Adobe Acrobat Reader を用いての編集が可能です。以下をご参照ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/syorui/

③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。

⑤　東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※このパンフレットは、東京都中小企業制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については、審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。

融資のご相談窓口

融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。
（以下の窓口でもご相談を受付けています。）

東京都

産業労働局金融部金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	03（5320）4877	
島しょ			
大島支庁　産業課	04992（2）4431	八丈支庁　　産業課	04996（2）1113
三宅支庁　産業課	04994（2）1312	小笠原支庁　産業課	04998（2）2122

東京信用保証協会（ http://www.cgc-tokyo.or.jp/ ）

八重洲支店（千代田・中央・港・島しょ）	03（3272）3151	上野支店（文京・台東・北）	03（3847）3171
池袋支店（豊島・板橋・練馬）	03（3987）5445	渋谷支店（世田谷・渋谷）	03（5468）0135
五反田支店（品川・目黒）	03（5447）8250	大田支店（大田）	03（5710）3610
錦糸町支店（墨田・江東・江戸川）	03（5608）2011	立川支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042（525）6621
新宿支店（新宿・中野・杉並）	03（3344）2251	八王子支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042（646）2511
千住支店（葛飾・足立・荒川）	03（3888）7231		
創業に関する相談・申込			
上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受付けています。（アシストプラザ）			

その他の相談窓口

東京都中小企業団体中央会	03（3542）0386	（公財）東京都中小企業振興公社 （城東、城南、多摩各支社でも応じています）	03(3251)7881～2
東京都内の商工会議所・商工会			

本パンフレット見開き左ページ「社会課題解決融資」の「ＨＴＴ・ゼロエミッション支援」の対象追加事業（令和４年10月25日拡充）

- ➤ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業
- ➤ ZEV 導入促進事業（電気自動車等・燃料電池自動車・電気バイクの普及促進）
- ➤ 燃料電池バス導入促進事業
- ➤ EV バス導入促進事業
- ➤ カーシェア等 ZEV 化促進事業
- ➤ ZEV トラック早期実装化事業
- ➤ 充電設備導入促進事業
- ➤ 水素ステーション設備等導入促進事業
- ➤ 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業
- ➤ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業
- ➤ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業
- ➤ 地産地消型再エネ増強プロジェクト
- ➤ 原油価格高騰等対策支援事業
- ➤ 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業
- ➤ スタートアップピッチイベント「UPGRADE with TOKYO（第23回・第24回・第25回（テーマはＨＴＴ））」の登壇社
- ➤ ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（製品開発助成）又は（販路拡大助成）
- ➤ （その他、 都知事が別に指定するもの）

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

お問い合わせ先
東京都産業労働局金融部金融課
電話 03－5320－4877
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2－8－1　都庁第一本庁舎19階北側
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

東京都 制度融資　検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

印刷物規格表	第４類
印刷番号	（４）135

テレワークに関する情報なら TOKYOテレワークアプリ! 無料

令和４年度　東京都中小企業制度融資　メニュー一覧

R4：令和４年度の主な新設・拡充　令和4年7月～：令和４年７月の主な新設・拡充　令和4年10月1日～　令和4年10月25日～：令和４年10月の主な新設・拡充

令和4年10月25日現在

政策課題対応資金メニュー

○ 都が2030年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー　○ 融資期間は全メニューの中で最長の15年以内、融資利率は最優遇の7年以内1.7％以内、7年超15年以内2.2％以内

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額（ ）内は組合	融資期間※1（ ）内は据置期間 運転資金	融資期間※1（ ）内は据置期間 設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方 成長産業分野（環境、防災、医療、健康等）やデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組む方	DX・イノベ産業育成支援融資	DX・イノベ・産業育成	次のいずれかの事業を利用している（要件を満たし、申請等を行っている）中小企業者又は組合 ➤ 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト ➤ 5Gによる工場のスマート化事業 ➤ ものづくりイノベーション企業創出道場（売れる製品開発道場） ➤ 多摩イノベーション総合支援事業 ➤ 革新的サービスの事業化支援 ➤ 成長産業分野の海外展示会出展支援事業 ➤ 次世代イノベーション創出プロジェクト2020助成事業 ➤ 革新的事業展開設備投資支援事業 ➤ 医療機器産業参入促進助成事業 ➤ 「新しい日常」対応型サービス創出支援事業 ➤ 中小企業新戦略支援事業（団体向け） ➤ 中小企業サイバーセキュリティ向上支援 ➤ 中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援 ➤ オンライン活用型販路開拓支援事業ハンズオン支援（展示会出展コース） ➤ 海外オンライン展示会等出展支援 ➤ 越境EC出品支援 ➤ 生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業 ➤ 中小企業デジタルツール導入促進支援事業 ➤ ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業 ➤ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 ➤ GEMStartup TOKYO（新事業発掘プロジェクト事業） ➤ TOKYO Re：STARTER（リスタートアントレプレナー支援事業） ➤ TOKYO戦略的イノベーション促進事業 ➤ ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業 ➤ ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業 ➤ 中小企業SDGs経営推進事業 ➤ スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業 ➤ キングサーモンプロジェクト	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
働き方改革（テレワークや時差出勤等）や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方	社会課題解決融資	働き方改革支援 〔TOKYOウィメン・ビズ・サポート※3（女性活躍推進特例）〕 〔「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例※3〕	次のいずれかの事業を利用している（要件を満たし、申請等を行っている）中小企業者又は組合 ➤ テレワーク課題解決コンサルティング ➤ テレワーク導入ハンズオン支援事業 ➤ テレワーク活用・働く女性応援助成（テレワーク活用推進コース） テレワーク機器導入事業 ➤ テレワーク促進事業 ➤ TOKYO働き方改革宣言企業 ➤ 家庭と仕事の両立支援推進企業 ➤ 男性育休取得促進に向けた普及啓発事業 ➤ 時差Biz ➤ テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）サテライトオフィス利用事業	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内〔特例　上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2 ただし、テレワークの取組又は特例は 2/3
認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ➤ 認定ＮＰＯ法人、特例認定ＮＰＯ法人の認定を取得している。 ➤ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を取得している。	2億8,000万円（4億8,000万円）			1.7%以内～2.2%以内	全事業者1/2
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、ＨＴＴ・ゼロエミッション化に取り組む方		令和４年10月25日～ ＨＴＴ・ゼロエミッション支援	次のいずれかの事業を利用している（要件を満たし、申請等を行っている）中小企業者又は組合 ➤ 地球温暖化対策報告書制度 ➤ 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業 ➤ ISO14001/エコアクション21 ➤ LED照明等節電対策促進助成事業 ➤ ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業 令和４年10月25日～ ※ ➤ ZEV導入促進事業 ➤ 充電設備導入促進事業　など ※10月拡充事業は裏表紙に記載	2億8,000万円（4億8,000万円）				令和4年10月25日～ 全事業者 2/3
自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む方		BCP・サイバーセキュリティ対策支援	次のいずれかの事業を利用している（要件を満たし、申請等を行っている）中小企業者又は組合 ➤ BCP実践促進助成事業 ➤ BCP策定講座（ステージ2） ➤ BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定している ➤ サイバーセキュリティ対策促進助成事業 ➤ SECURITY ACTIONの2段階（★★二つ星）	2億8,000万円（4億8,000万円）				小規模企業者 1/2
金融機関による独自の支援を受けたい方	金融機関提案融資	金融機関提案	中小企業が直面する課題や都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	金融機関所定		金融機関所定	全事業者 0.2%相当分

このほか、金融機関提案融資を実施しています。

新型コロナウイルス感染症関連の主な対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額（ ）内は組合	融資期間※1（ ）内は据置期間 運転資金	融資期間※1（ ）内は据置期間 設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている方	令和４年７月～ 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	コロナ借換	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 「借換対象コロナ融資※」又は本融資の融資残高がある。 ➤ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和２年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 （令和３年３月31日までに保証申込受付、令和３年５月31日までに融資実行されているもの）	借換元の融資残高及び事業計画実施に必要な資金の範囲内(同)	15年以内（5年以内）	－	固定1.7%以内～2.4%以内	全事業者 全額又は4分の3 令和４年７月～
		ウクライナ・円安等	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、又は円安等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 ➤ 「最近３か月間の売上実績」又は「今後３か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。	1億円（2億円）	10年以内（2年以内）		固定1.7%以内～2.2%以内	
	新型コロナウイルス感染症対応融資	伴走全国（国の全国統一保証制度）	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 経営行動計画書を策定していること。 ➤ アからウのいずれかに該当すること。 ア　セーフティネット保証４号の認定の取得 イ　セーフティネット保証５号の認定の取得（売上減少15%以上又は前年同月売上高が令和２年１月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少） ウ　最近１か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少している、又は、最近１か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和２年１月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少している 伴走対応の場合、伴走対応申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある（本件と同時に融資実行する場合を含む。）こと。	令和４年10月１日～ 1億円（1億円）	10年以内（5年以内）		1.7%以内～2.2%以内	全事業者に対し、事業者負担が0.2~1.15%になるよう国が補助
		伴走対応		令和４年10月１日～ 1億8,000万円（3億8,000万円）	10年以内（5年以内）		1.7%以内～2.2%以内	令和４年10月１日～ 小規模企業者 2分の1
	事業転換・業態転換等支援融資（新型コロナウイルス感染症対応）	事業転換・業態転換〔事業転換・業態転換特例※3〕	次のいずれにも該当する中小企業者又は組合 ➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少していること。 ➤ 事業転換や事業多角化、デリバリー対応などの業態転換に取り組むこと。	2億8,000万円（4億8,000万円）	15年以内（5年以内）		1.7%以内～2.2%以内	全事業者 全額又は4分の3

※1 据置期間を含みます。　※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。　※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

令和４年度　東京都中小企業制度融資 メニュー一覧

R4：令和４年度の主な新設・拡充　令和4年7月～：令和４年７月の主な新設・拡充　令和4年10月1日～　令和4年10月25日～：令和４年10月の主な新設・拡充

令和4年10月25日現在

こんな方におススメ	主な資金使途	融資メニュー		融資対象	融資限度額（）内は組合	融資期間※1（）内は据置期間 運転資金	融資期間※1 設備資金	融資利率※2	信用保証料補助
事業運営全般の資金を調達したい方	中小企業者・フリーランスの方（従業員数が製造業等20人以下、卸・小売・サービス業は5人以下）	小規模事業融資	小口フリーランス〔小口支援特例※3〕	全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	2,000万円（同）	7年以内（1年以内）	10年以内（1年以内）	1.9%以内～2.5%以内*（特例　上記より0.4%優遇）	全事業者 1/2
	事業運営に必要な運転・設備資金 融資期間1年の短期継続資金		クイックつなぎ（小口）	東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している小規模企業者（【国の全国統一保証制度】に対応）	300万円（同）	2年以内	―	1.9%以内*	
	代金回収までのつなぎの運転資金	一般事業融資	事業一般・小規模特別〔受注対応特例※3〕	中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	7年以内（6か月以内）（特例　2年以内）	10年以内（6か月以内）	金融機関所定	―
中小企業者全般	事業運営に必要な運転・設備資金 融資期間1年の短期継続の運転資金		クイックつなぎ（事業一般）	東京都中小企業制度融資等を利用していて、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している中小企業者又は組合	500万円（同）	2年以内	―		
	代金回収までのつなぎの運転資金		補助金・助成金つなぎ	東京都産業労働局（商工部、観光部、雇用就業部）、（公財）東京都中小企業振興公社、（地独）東京都立産業技術研究センター、（公財）東京観光財団、（公財）東京しごと財団又は中小企業庁所管の補助金、助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円（2億円）	10年以内		1.7%以内～2.2%以内	
	補助金等が交付されるまでのつなぎ資金								
創業前後の方	創業前後に必要な運転・設備資金	創業融資	創業〔創業支援特例※3〕	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円	7年以内（1年以内）	10年以内（1年以内）	1.9%以内～2.5%以内 1.5%以内～2.0%以内*（特例　上記より0.4%優遇）	全事業者 1/2
成長発展を目指すための資金を調達したい方	販路開拓を検討している方 海外展開を検討している方	販路開拓融資	海外展開支援	日本貿易振興機構等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中小企業者	2億8,000万円	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
	海外展開に必要な運転・設備資金		ビジネスチャンス・ナビ	【ビジネスチャンス・ナビA型】 「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録している中小企業者又は組合	2,000万円（同）	10年以内（1年以内）			―
国内で受注拡大を目指している方	事業運営に必要な運転・設備資金 受注した代金を引き当てとした運転資金			【ビジネスチャンス・ナビB型】 「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）	5年以内	―	1.7%以内～1.8%以内	
設備投資を検討している方 機械設備の投資を検討している方	設備投資に必要な資金	設備融資	令和４年10月25日～ 設備投資・企業立地促進	【設備投資】 事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者 【企業立地促進】 引き続き1年以上同一事業を営んでおり、東京都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.4%以内	令和４年10月25日～ 全事業者 2/3
工場・事務所の新設、増設等を検討している方	工場・事務所・店舗の新増設・移転等に必要な資金								
事業計画を策定し、実行する方 支援機関の支援を受けている方	事業計画実施に必要な運転・設備資金	経営強化融資	経営強化〔強化認定革新特例※3〕	【強化支援】 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行を行う中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）	2億8,000万円（4億8,000万円）	5年以内	7年以内［借換の場合10年以内］	1.7%以内～2.2%以内（特例　上記より0.4%優遇）	小規模企業者 1/2
中小企業等経営強化法の認定を受けた方				【強化認定】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円（2億円）	10年以内（2年以内）			
事業承継前後の方	事業承継前後に必要な運転・設備資金	事業承継融資	R4 事業承継〔事業承継支援特例※3〕	【事業承継一般】 (1) 10年以内に事業承継を予定している又は事業承継後5年未満の中小企業者又は組合 (2) 事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者	2億8,000万円（4億8,000万円）	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内（特例　上記より0.4%優遇）	全事業者 2/3
				【事業承継経営者保証不要型】 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は令和2年1月から令和7年3月までに事業承継を実施し、承継後3年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）		10年以内（1年以内）			全事業者 2/3又は0.2%
				【事業承継個人融資型】 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15年以内（2年以内）		1.7%以内～2.4%以内（特例　上記より0.2%優遇）	全事業者 2/3
経営の安定化に必要な資金を調達したい方	災害等の影響を受けている方 区市町村の認定を受けている方	経営安定融資	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 (①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪化業種（売上減少等）、⑥取引先金融機関の破綻　等)	2億8,000万円（4億8,000万円）	10年以内（2年以内）		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
区市町村の認定を受けていない方	事業運営に必要な運転・設備資金		経営一般	災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合（①最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②最近3か月間の売上が令和2年1月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込、③原油価格高騰により、仕入価格20%以上上昇、④金融機関総借入10%以上減少、⑤倒産等企業の債権保有、⑥災害の影響を受けている、⑦東京都知事が指定するもの（アスベスト対策））	1億円（2億円）				
経営改善・再生計画を策定している方	経営改善・再生計画実施に必要な運転・設備資金		経営改善	【改善支援】 経営支援機関等による支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合	2億8,000万円（4億8,000万円）				
				【都改サポ感染】 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業者又は組合（【国の全国統一保証制度】に対応）		15年以内（5年以内）		1.7%以内～2.4%以内	全事業者に対し、事業者負担が0.2%になるよう国が補助
保証付融資の返済額の見直し等を実施したい方	既往の保証付融資等の返済のための運転資金	借換融資	特別借換	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高及び事業計画の実施に必要な資金の範囲内	10年以内（6か月以内）	―	金融機関所定	小規模企業者 1/2

このほか、一般事業融資（極度枠設定、組合向け）、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

※1 据置期間を含みます。　※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。　※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。